

ユニセフとは

ユニセフ（UNICEF：国際連合児童基金）はすべての子どもの命と権利を守るため、最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、約190の国と地域で活動しています。第二次世界大戦によって厳しい生活を強いられた子どもたちへの緊急支援を行うため、1946年に創設されました。現在は、子どもの権利を擁護する主要な機関として、戦争で被災した子どもに限らず子どもたちの健やかな成長のため、教育、保健、水と衛生、栄養、保護等の支援活動を行っています。

日本ユニセフ協会とは

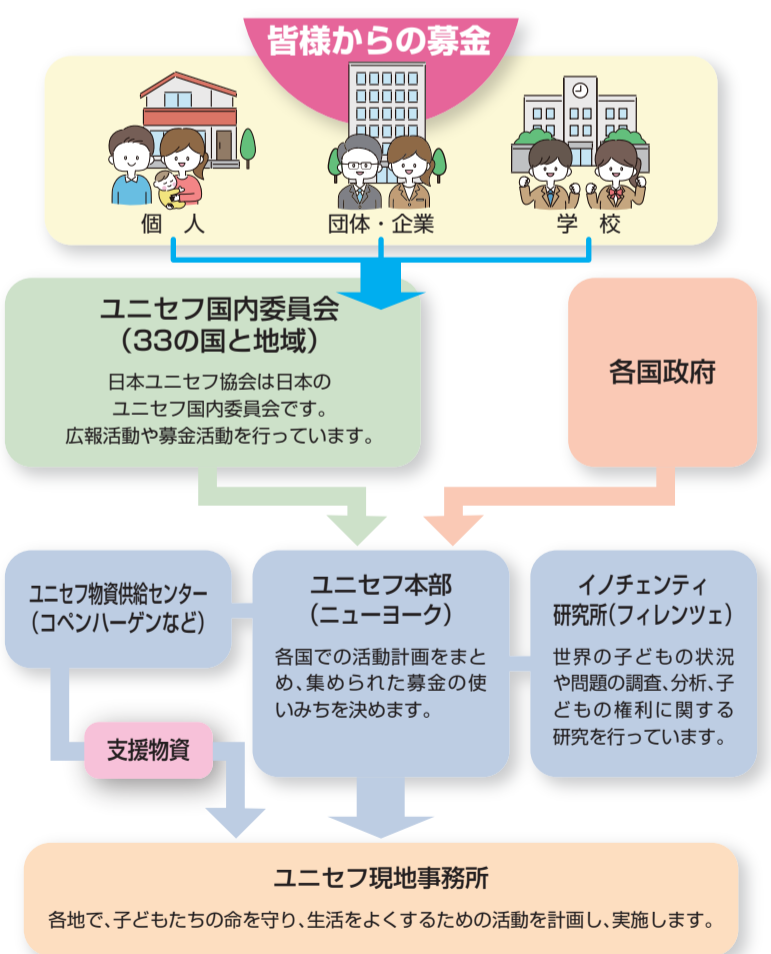
日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）は世界33の先進国・地域にあるユニセフ国内委員会のひとつです。ユニセフとの「協力協定」のもと、日本国内において民間で唯一ユニセフを代表し、募金活動、広報活動、「子どもの権利」の実現を目的としたアドボカシー（政策提言）活動を行っています。1955年創立。

ユニセフの使命

創立50周年を迎えるにあたり1996年に明文化されたユニセフの活動指針です。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神に基づいています。

- ユニセフは、子どもの権利の保護および子どもの基本的ニーズの充足、子どもの潜在的な能力を十分に引き出すための機会の拡大を推進すべく、国際連合総会により委任されています。
- ユニセフは「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を奨励とし、子どもの権利が恒久的な倫理原則として、また子どもに対する国際的な行動基準として確立されるように努めます。
- ユニセフは子どもの生存と保護、発育が世界の発展、ひいては人類の進歩のための重要課題であると考えます。
- ユニセフは政策決定機関に働きかけ、財源や資源を動員することにより、世界各国、とりわけ開発途上国が「子ども最優先」を確実に遂行できるように支援し、各国が力をつけ、国内の子どもとその家族のために適切な政策を立案し、サービスを行うようにします。
- ユニセフは最も脆弱な状況にある子どもたち（戦争や災害、極貧、あらゆる形態の暴力、搾取の犠牲となっている子どもたちや、障がいのある子どもたち）が特別な保護を受けられるように努めます。
- 緊急時においてユニセフは子どもの権利の保護に努めます。国際連合諸機関や人道的機関と協力し、これらの機関がユニセフの緊急援助用設備を使って、子どもや子どものケアをしている人々の苦痛を取り除く支援をします。
- ユニセフは中立の機関で、援助対象を差別することはありません。最も脆弱な状況にある子どもたちとも最優先に支援を行う国が優先して援助を受けます。
- ユニセフは各国の事業計画に基づき、女児と女性が平等な権利を獲得できるように支援し、女性が地域社会の政治・社会・経済発展に全面的に参加できるようにすることを旨としています。
- ユニセフは諸機関と協力して、国際社会が目指す持続可能な人間開発の目標達成と、国際連合憲章に宣言された平和と社会発展の理想の実現のために努めます。

ユニセフの組織と募金の流れ



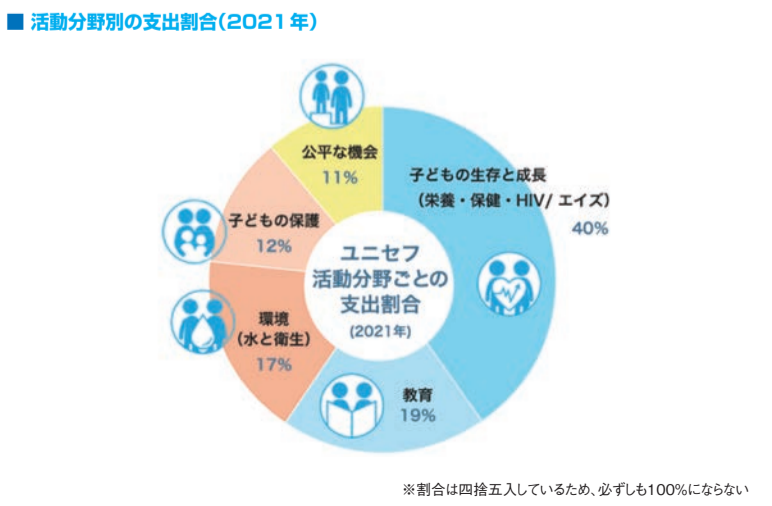
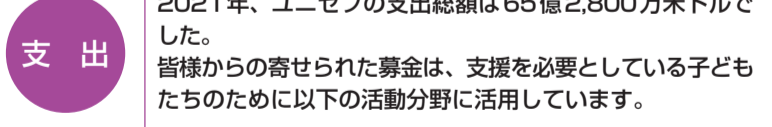
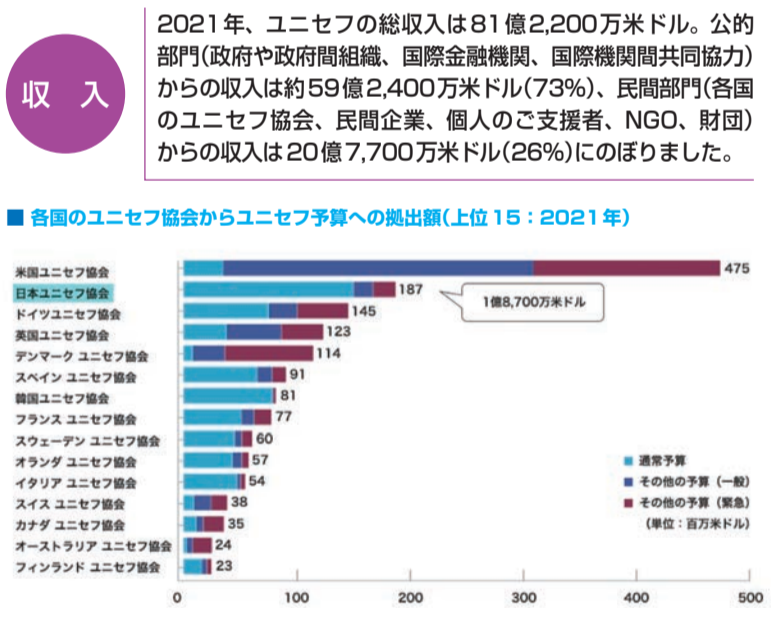
世界の子どもたちへ



これまでのあゆみ

1945年	第二次世界大戦が終わり、国際連合が成立
1946年	第1回国連総会でUNICEF（国連国際児童緊急基金）を創設
1949年	日本の子どもへのユニセフ緊急支援—学校給食での粉ミルクなど—が始まる
1953年	名称を「国際連合児童基金」と改める。活動を開発途上国の子どもの長期的な支援へ広げる
1955年	日本ユニセフ協会設立
1959年	国連総会で「児童の権利宣言」採択
1962年	ユニセフ、初等教育への支援を始める
1964年	日本へのユニセフの支援が終わる（15年間の援助総額、約65億円）
1965年	ユニセフ、ノーベル平和賞を受賞
1979年	国連総会が、世界の子どもを考る年として「国際児童年」と定め、ユニセフが中心になってキャンペーンを展開
1983年	ユニセフ「子ども健康革命」を提唱。子どもの生存と健康のための支援事業に重点をおく
1989年	国連総会で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択。ユニセフ、子どもの人権を支援活動の基礎とする
1990年	「子どものための世界サミット」開催
1994年	「子どもの権利条約」を日本が批准する
1996年	ユニセフ創立50周年。「ユニセフの使命」を発表する
1999年	ユニセフ、子どものライフサイクル—乳幼児期・学齢期・青年期—に合わせた総合的支援活動を開始
2002年	「国連子ども特別総会」開催。21世紀の新たな子どものための目標を採択
2005年	日本ユニセフ協会創立50周年を迎える
2006年	5歳未満児の死亡数（年間）がはじめて1,000万人を下回る（最新データでは500万人）
2015年	2030年までの新たな目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択される
2018年	子どもの権利とスポーツの原則を発表
2019年	「子どもの権利条約」採択30周年
2021年	ユニセフ創設75周年

ユニセフの収入と支出



子どもの権利条約

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもの権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と54条からなり、世界中の子どもが生まれながら

「子どもの権利条約」4つの原則



差別的禁止（差別のないこと）



子どもの権利条約の基本的な考え方は、上の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

にもつ様々な権利、それを実現するために必要な具体的な事項を規定しています。1989年11月20日、国連総会において採択され、1990年9月に発効しました。締約国・地域は196と、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しました。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと何か」を第一に考えます。子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。ユニセフの行うすべての活動は、子どもの権利条約に基づいています。途上国などで実施する支援活動、日本を含む先進国でのアドボカシー活動を通じ、条約に謳われている権利の実現を目指しています。



子どもの権利条約

ユニセフにご協力をいただく方法

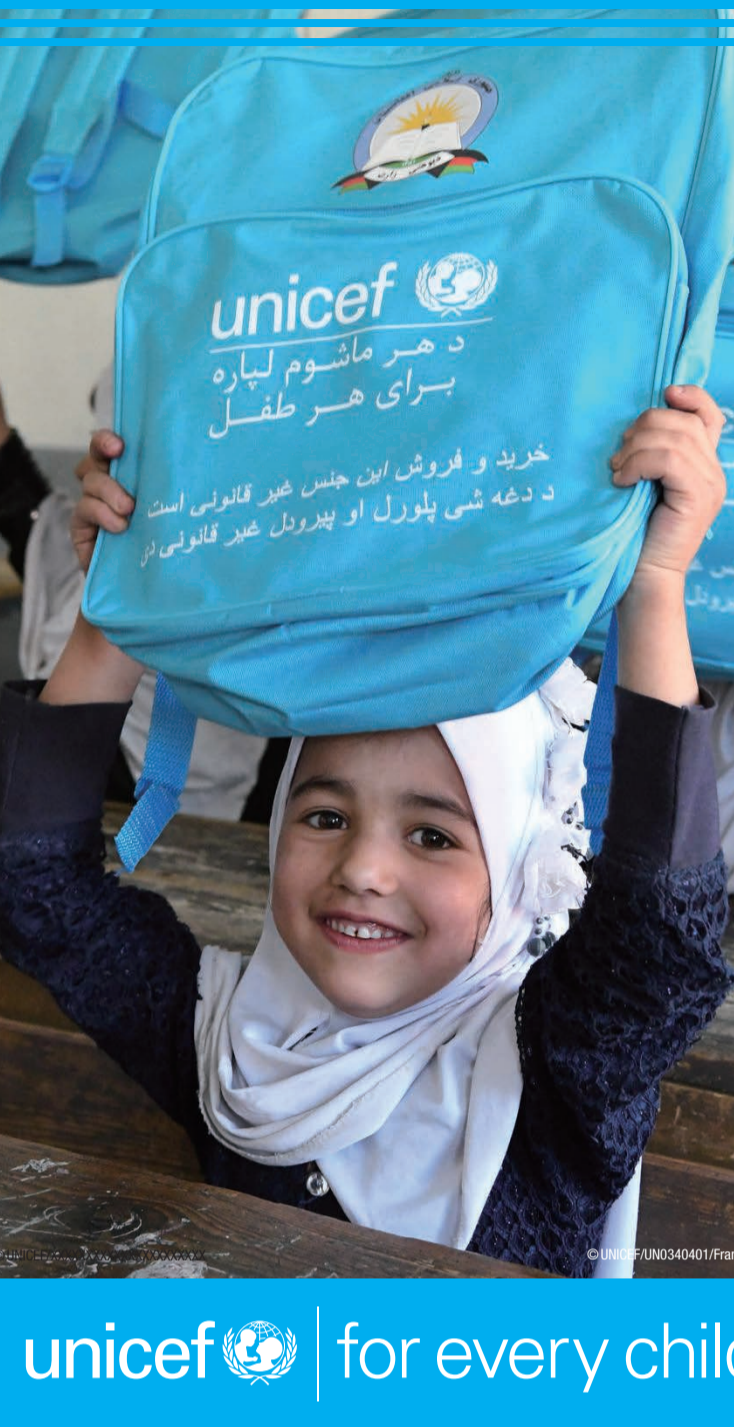
- 子どもたちのためのあたたかいご寄付をお願いします。
- **ユニセフ募金**
 - **郵便局（ゆうちょ銀行）から**
全国の郵便局（ゆうちょ銀行）からお振込みいただけます。窓口から下記の口座にお振込みの場合、現金でのお支払い時の加算料金ならびに硬貨取扱料金を含む振込手数料が免除されます。
振替口座：00190-5-31000
口座名義：公益財団法人 日本ユニセフ協会
 - **インターネットで**
パソコン・スマートフォン（www.unicef.or.jp）からクレジットカード、コンビニ支払い、Amazon Pay、携帯キャリア決済、インターネットバンキングでご寄付いただけます。
 - **お電話で**
クレジットカードによるご寄付を、フリーダイヤルで直接承っています。
フリーダイヤル 0120-88-1052（平日9:00～18:00）
- ※公益財団法人日本ユニセフ協会へのご寄付は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、法人税の控除対象となります。

皆様の募金で、たとえばこんな支援が実現できます。

- 100円で…** 下痢による脱水症から子どもの命を守る **経口補水塩 12袋**
- 500円で…** 4～5リットルの水を浄化できる **浄水剤 1,315錠**
- 1,000円で…** HIV/エイズ簡易診断キット **6回分**
- 3,000円で…** マラリアを運ぶ蚊から子どもを守る **殺虫剤処理済みの蚊帳 11張**
- 8,000円で…** 子どもを寒さから守る **大きめの毛布 12枚**

（2022年12月現在の価格。1ドル131円として計算。輸送や配布のための費用は含まれていません）

ユニセフ 基礎リーフレット



ユニセフ 郵便局（ゆうちょ銀行）振替口座：00190-5-31000
口座名義：公益財団法人 日本ユニセフ協会
※窓口から上記の口座にお振込の場合、現金でのお支払い時の加算料金ならびに硬貨取扱料金を含む振込手数料が免除されます。
※日本ユニセフ協会への募金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税および法人税の控除対象となります。

日本ユニセフ協会 協定地域組織		
●北海道ユニセフ協会 〒063-8501 札幌市西区発表11条5-10-1 コープさっぽろ本部2F TEL. 011-671-5717	●愛知県ユニセフ協会 〒464-0824 名古屋市中区橋下町1-39 3階生活文化センター TEL. 052-783-7230	●広島県ユニセフ協会 〒730-0802 広島市中区本町11-26-11 第7エスエフビル5F TEL. 082-231-8855
●岩手県ユニセフ協会 〒020-0690 滝沢市太次220-3 いわて生活本部2F TEL. 019-687-4460	●石川県ユニセフ協会 〒920-0362 金沢市若狭2-189 コープいしかわ宮内センター2F TEL. 076-255-7997	●山口県ユニセフ協会 〒753-0083 山口市徳川210 TEL. 083-902-2266
●岩手県ユニセフ協会 〒020-0690 滝沢市太次220-3 いわて生活本部2F TEL. 019-687-4460	●三重県ユニセフ協会 〒514-0019 志摩市東区八之倉4-2-2 みやま生活文化センター TEL. 059-273-5272	●青川県ユニセフ協会 〒760-0023 高松市舟町1-4-3 高松市通町ビル3F TEL. 087-813-0772
●宮城県ユニセフ協会 〒981-3104 仙台市泉区八之倉4-2-2 みやま生活文化センター TEL. 024-218-5358	●奈良県ユニセフ協会 〒630-8253 奈良市南門町4-8 ラックふくしま4F TEL. 024-522-5566	●愛媛県ユニセフ協会 〒790-0003 松山市南町5-13-10 1/12ビル201号 TEL. 089-931-5369
●福島県ユニセフ協会 〒960-8105 福島市南町4-8 ラックふくしま4F TEL. 024-522-5566	●茨城県ユニセフ協会 〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館5F 茨城県生活協同組合管内 TEL. 029-224-3020	●久留米ユニセフ協会 〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館2F TEL. 0942-37-7121
●埼玉県ユニセフ協会 〒336-0018 さいたま市南区南本町2-10-10 コーププラザ南和1F TEL. 048-823-3932	●東京都ユニセフ協会 〒623-0021 綾部市本町2-14 あやべハートセンター内 TEL. 0773-40-2322	●佐賀県ユニセフ協会 〒840-0054 佐賀市水ヶ江4-2-2 TEL. 0952-28-2077
●千葉県ユニセフ協会 〒264-0029 千葉市若葉区桜木北2-26-30 ユビオプラザ17階生活協同 種 TEL. 043-226-3171	●兵庫県ユニセフ協会 〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-18 コープこうべ生活文化センター4F TEL. 078-435-1605	●熊本県ユニセフ協会 〒862-0949 熊本市中央区国府1-11-2 サンアイル水前寺ビル3F TEL. 096-362-5757
●神奈川県ユニセフ協会 〒231-0063 横浜市中区花見町2-57 ミチビル201 TEL. 045-334-8950	●鳥取県ユニセフ協会 〒680-1202 鳥取市河野町布袋597-1 鳥取県生活内 TEL. 0858-71-0970	●宮崎県ユニセフ協会 〒880-0014 宮崎市鶴島2-9-6 みやざきNPOハウス202号 TEL. 0985-31-3808
●岐阜県ユニセフ協会 〒509-0197 各務原市善治各務原町114-1 生活協同組合コープきふ1F TEL. 058-379-1781	●岡山県ユニセフ協会 〒700-0807 岡山市北区東方2-13-1 まちのひろばが丘2階 TEL. 086-227-1889	●鹿児島県ユニセフ協会 〒892-0842 鹿児島市東千石町14-2 メガナのヨネサワ5F TEL. 099-226-3492

公益財団法人 **日本ユニセフ協会**（ユニセフ日本委員会）
〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス
TEL.03-5789-2012 FAX.03-5789-2032
ホームページ www.unicef.or.jp
Twitter（ツイッター）/Facebook（フェイスブック）/Instagram（インスタグラム）もご覧ください。

@UNICEFInJapan **unicefinjapan** **@unicefinjapan**

5歳未満児死亡率世界地図

5歳未満児死亡率 (2019年)

出生1,000人当たりの5歳未満児の死亡数

- 101人以上
- 76~100人
- 51~75人
- 26~50人
- 25人以下
- データなし

<出典:世界子供白書2021>

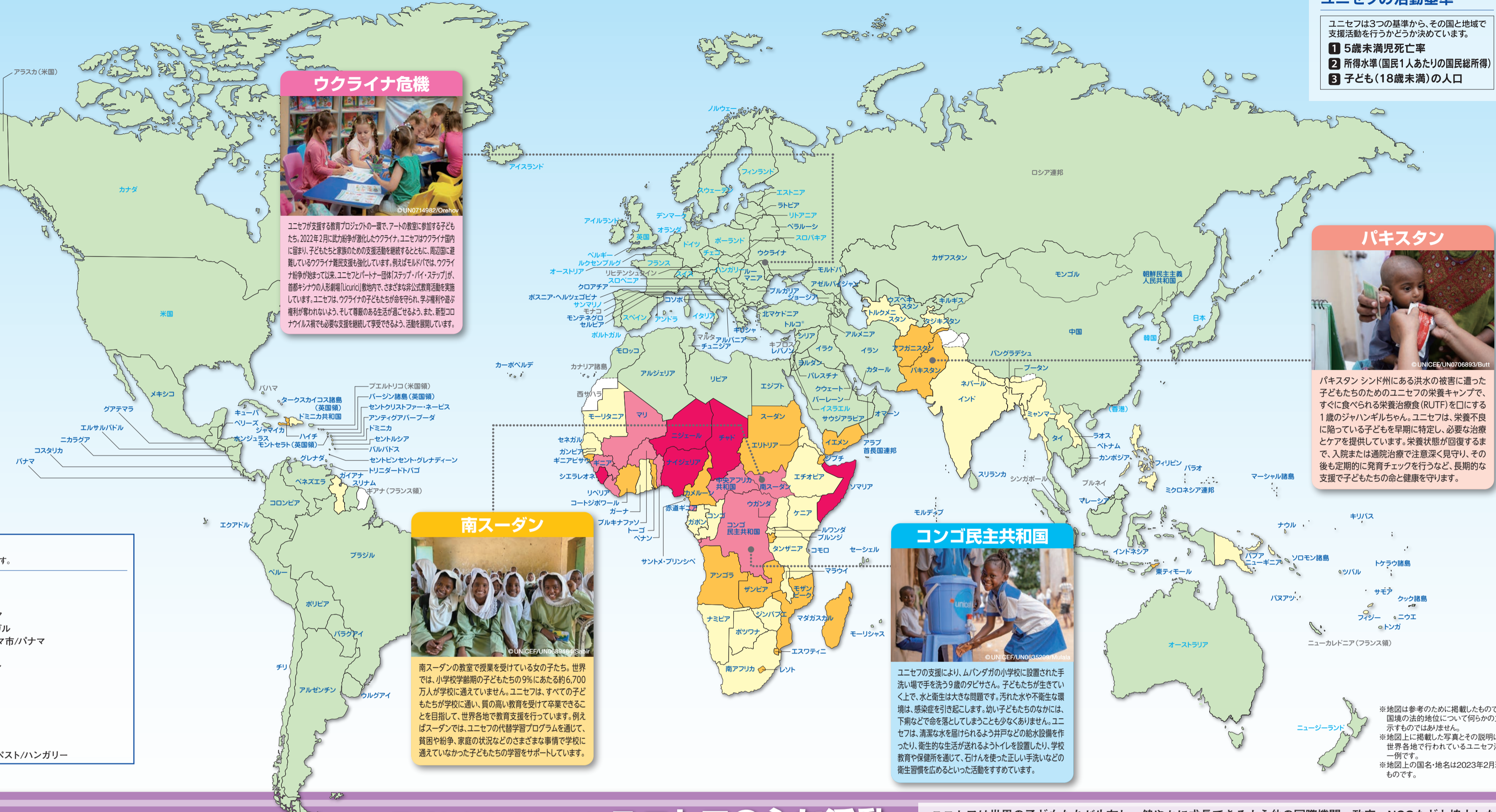
ユニセフが活動している国と地域

例: 国名 ユニセフが子どものための支援活動をしている国と地域

国名 ユニセフ国内委員会が活動している国と地域

国名 ユニセフとユニセフ国内委員会が特に活動していない国と地域

※世界33の先進国・地域には、ユニセフ本部との協力協定により、各国において唯一、ユニセフを民間で代表する国内委員会がおかれています。
(2023年2月現在)



ウクライナ危機

ユニセフが支援する教育プロジェクトの一環で、アートの教室に参加する子どもたち。2022年2月に武力紛争が激化したウクライナ。ユニセフはウクライナ国内に留まり、子どもたちと家族のための支援活動を継続するとともに、周辺国に避難しているウクライナ難民支援も強化しています。例えばモルドバでは、ウクライナ紛争が始まって以来、ユニセフパートナー団体「ステップ・バイ・ステップ」が、首都キシナウの人影劇場(Linculnic)敷地内で、さまざまな非公式教育活動を実施しています。ユニセフは、ウクライナの子どもたちが命を守られ、学び権利や遊びの権利が奪われないよう、そして尊厳のある生活が過ごせるよう、また、新型コロナウイルス以前でも必要な支援を継続して享受できるように、活動を展開しています。

南スーダン

南スーダンの教室で授業を受けている女の子たち。世界では、小学校学齢期の子どもたちの9%にあたる約6,700万人が学校に通っていません。ユニセフは、すべての子どもたちが学校に通い、質の高い教育を受けて卒業できることを目指して、世界各地で教育支援を行っています。例えば南スーダンでは、ユニセフの代替学習プログラムを通じて、貧困や紛争、家庭の状況などのさまざまな事情で学校に通えていなかった子どもたちの学習をサポートしています。

コンゴ民主共和国

ユニセフの支援により、ムバダガの小学校に設置された手洗い場で手を洗う9歳のタビサさん。子どもたちが生きていく上で、水と衛生は大きな問題です。汚れた水や不衛生な環境は、感染症を引き起こします。幼い子どもたちのなかには、下痢などで命を落とすことも少なくありません。ユニセフは、清潔な水を届けられるよう井戸などの給水設備を作ったり、衛生的な生活が送れるようトイレを設置したり、学校教育や保健所を通じて、石けんを使った正しい手洗いなどの衛生習慣を広めるといった活動をすすめています。

ユニセフの活動基準

ユニセフは3つの基準から、その国と地域で支援活動を行うかどうか決めていきます。

- 1 5歳未満児死亡率
- 2 所得水準(国民1人あたりの国民総所得)
- 3 子ども(18歳未満)の人口

パキスタン

パキスタン シンド州にある洪水の被害に遭った子どもたちのためのユニセフの栄養キャンプで、すぐに食べられる栄養治療食(RUTF)を口にする1歳のジャンギルちゃん。ユニセフは、栄養不良に陥っている子どもを早期に特定し、必要な治療とケアを提供しています。栄養状態が回復するまで、入院または通院治療で注意深く見守り、その後も定期的に発育チェックを行うなど、長期的な支援で子どもたちの命と健康を守ります。

ユニセフ本部と地域事務所

現地事務所のほかにユニセフの本部と地域事務所があります。

本部: ニューヨーク/米国

ヨーロッパ事務所: ジュネーブ/スイス

欧州・中央アジア地域事務所: ジュネーブ/スイス

東部・南部アフリカ地域事務所: ナイロビ/ケニア

西部・中部アフリカ地域事務所: ダカール/セネガル

ラテンアメリカ・カリブ海諸国地域事務所: パナマ市/パナマ

東アジア・太平洋地域事務所: バンコク/タイ

中東・北アフリカ地域事務所: アンマン/ヨルダン

南アジア地域事務所: カトマンズ/ネパール

物資供給センター: コペンハーゲン/デンマーク

イノヴェンティ研究所: フィレンツェ/イタリア

ブリュッセル事務所: ブリュッセル/ベルギー

東京事務所: 東京/日本

韓国事務所: ソウル/韓国

グローバル・シェアード・サービス・センター: ブダペスト/ハンガリー

※トルコはユニセフ事務所とユニセフ国内委員会の両方があります。

子どもたちのための ユニセフの主な活動

ユニセフは世界の子どもたちが生存し、健やかに成長できるよう他の国際機関、政府、NGOなどと協力しながら、教育、保健、栄養、水と衛生、保護、緊急支援、アドボカシーなどの支援活動を行っています。

持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える首脳が参加して、ミレニアム開発目標(MDGs)を受け継ぐ新たな国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットからなるSDGsは、ユニセフが重視してきた公平性のアプローチ「誰ひとり取り残さない」の考えを根拠に持ち、先進国も途上国も取り組むべき普遍的な目標として設定されました。



ユニセフ戦略計画(2022年-2025年)

ユニセフの活動の柱となるのが、ユニセフが4年毎に策定し、ユニセフ執行理事会で決議される「ユニセフ戦略計画(UNICEF Strategic Plan)」です。

2030年を見据えた新たな目標としての「ユニセフ戦略計画2022-2025年」は、すべての子どもに支援を届けるというユニセフの普遍的な使命を反映しています。子どもの権利条約に基づく子どもの権利について、相互に関連する5つの目標分野で長期的な成果の達成を目指しています。

目標分野1

10代の若者を含むすべての子どもが、栄養のある食事、質の高いプライマリーヘルスケア、育成環境、必要不可欠な物資を得て、命が守られ、健全に発育すること

- 特に次の成果の達成を目指します。
- 世界の新生児、子ども、10代の若者の死亡率の削減。
 - 世界の子どもと10代の若者の健康、発達、幸福度の向上。
 - 栄養不良による発育阻害や消耗症に苦しむ5歳未満児の割合の削減。

目標分野2

10代の若者を含むすべての子どもが、教育を受け、将来のためにスキルを学び、身につける機会を得ること

- 特に次の成果の達成を目指します。
- 初等教育、中等・高等教育の修了率の上昇。
 - 男女平等指数に基づく学習成果の公平性の向上。
 - 世界の学習危機の削減。

目標分野3

10代の若者を含むすべての子どもが、暴力や搾取、虐待、ネグレクト、有害な慣習から守られること

- 特に次の成果の達成を目指します。
- 出生登録されている5歳未満児の割合の上昇。
 - 養育者から身体的暴力や心理的攻撃を受けたことのある子どもの割合の削減。
 - 拘束されている子どもの割合の削減。

目標分野4

10代の若者を含むすべての子どもが、清潔な水と衛生サービスに公平にアクセスし、安全で持続可能な気候と環境の中で暮らすこと

- 特に次の成果の達成を目指します。
- 安全管理が行き届いた飲料水サービスを利用する世界人口の割合の上昇。
 - 安全管理が行き届いた衛生サービスを利用する世界人口の割合の上昇。
 - 安全でない水や衛生に起因する5歳未満児の死亡率の削減。

目標分野5

10代の若者を含むすべての子どもが、包括的な社会的保護にアクセスし、貧困に困ることのない生活を送ること

- 特に次の成果の達成を目指します。
- 社会保護制度に守られた世界の子どもの人口の割合の増加。
 - 金銭的貧困、極度の貧困、多面的な貧困に苦しむ子どもの割合の減少。

緊急支援・人道支援

自然災害や武力紛争といった緊急事態や人道危機の中で最も犠牲を強いられるのは、いつも子どもたちです。子どもの命を守り、安全な環境を確保するため、ユニセフは直ちに毛布や水などの生活に必要な物資や医薬品を提供したり、学校の再開、「子どもにやさしい空間」の設置など、ニーズに合わせたさまざまな緊急支援を行います。



大規模の被害を受けたシリアでユニセフ移動医療チームのスタッフから、上腕計測メジャーを使った栄養検査を受ける子ども

※数値は2023年2月時点で確認できたものを表示しています。